

○二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負荷の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める告示

(令和三年八月二十日)
(国土交通省告示第千百七十一号)

海上運送法施行規則(昭和二十四年運輸省令第四十九号)第四十二条の十四の規定に基づき、二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負荷の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める告示を次のように定める。

二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負荷の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める告示

- 一 外航船舶運航事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行う船舶運航事業をいう。)の用に供する船舶 別表一に掲げる構造等
- 二 内航船舶運航事業(本邦の各港間において行う船舶運航事業をいう。)の用に供する船舶 別表二に掲げる構造等

別表一

(令四国交告一〇八七・令六国交告一三九五・一部改正)

番号	船舶	構造等
1	2 の項又は 3 の項に掲げる船舶以外の船舶	次の各号に掲げる構造及び装置 一 主機関又は推進装置(次のいずれかに該当するものに限る。) イ 窒素酸化物放出量削減型主機関(原動機(窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあつては、当該装置を含む。以下同じ。))が次のいずれかに該当するものに限る。) (1) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号。以下「海防法施行令」という。)第十一条の七の表第一号中欄イからハまで及び第二号中欄イからハまでに掲げる原動機(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十七年政令第二百九十五号。以下「平成二十七年改正令」という。)附則第二項各号に掲げるものを除く。)であつて、一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が次に掲げるその使用する放出海域の区分に応じそれぞれ次に定める値以下となるもの(次に掲げる放出海域のいずれにおいても使用するものにあつては、(i)に掲げる放出海域で使用する場合には(i)に定める値以下となり、かつ、(ii)に掲げる放出海域で使用する場合には(ii)に定める値以下となるもの) (i) 海防法施行令第十一条の七の表第一号上欄に掲げる放出海域 同号中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ

		れ同号下欄に掲げる窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に二十分の十九・五を乗じて算出された値 (ii) 海防法施行令第十一条の七の表第二号上欄に掲げる放出海域同号中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ同号下欄に掲げる窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に八十分の七十八を乗じて算出された値 (2) 平成二十七年改正令附則第二項第一号から第三号までに掲げる原動機のうち平成二十七年改正令による改正前の海防法施行令第十一条の七の表第一号から第三号までの上欄に掲げるものであって、一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が同欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ同表第一号から第三号までの下欄に掲げる窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に八十分の七十八を乗じて算出された値以下となるもの ロ 電子制御型ディーゼル主機関 ハ 電気推進装置 二 船橋に設置された主機関の遠隔操縦装置並びに主機関の関連諸装置の作動状況の集中監視及び異常警報装置 三 電源自動制御装置 四 推進機関の運転に関連のある潤滑油ポンプ、燃料供給ポンプ及び冷却ポンプの予備ポンプへの自動切替装置 五 主機関過回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置 六 主機関の燃料油(加熱を要するものに限る。)、潤滑油及び冷却水並びに発電用機関の潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置 七 燃料タンク(次のいずれかに該当するものに限る。) イ 船底外板及び船側外板をその構造に含まないもの ロ オーバーフロー・ラインを有するもの 八 機関室内異常警報の機関員居住区域への表示装置 九 機関室内火災探知装置 十 機関室内ビルジの高位警報装置 十一 船首及び船尾の係留用ウィンチの遠隔制御装置 十二 衛星航法装置 十三 自動操^だ舵装置 十四 発電用機関(次のいずれかに該当するものに限る。) イ 燃料油(加熱を要するものに限る。)の自動温度制御装置付発電機関 ロ A 重油専用発電機関 ハ ターボ・ジェネレーター
--	--	--

		ニ 風力発電機関 ホ 排気ガス浄化装置付発電機関 十五 燃料タンクの遠隔液面監視装置及び高位警報装置 十六 主機関の運転状態の自動記録装置 十七 ビルジ処理装置(油水分離機能及び油の焼却機能を有するものに限る。)又は廃油^{たき}焚きボイラー 十八 汚水処理装置(微生物による処理及び塩素又は紫外線による消毒を行うものに限る。) 十九 海事衛星通信装置 二十 自動衝突予防援助装置 二十一 造水機(主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。) 二十二 給湯機(主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。) 二十三 推進関係機器(次のいずれかに該当するものに限る。)、エア・シール型船尾管軸封装置又は風圧抵抗軽減型船首 イ 推進効率改良型プロペラ(プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ又は二重反転プロペラに限る。) ロ 推進効率改良型^{かじ}舵(整流板付^{かじ}舵、フラップ付^{かじ}舵又はシリング^{かじ}舵に限る。) ハ 船尾装着フィン 二十四 船首方位制御装置 二十五 熱効率改良装置(排気ガスエコノマイザー、軸発電機装置又は冷却清水熱利用装置に限る。) 二十六 ボイラーを有する船舶にあっては、A 重油専用ボイラー、自動制御型ボイラー又はコンポジット・ボイラー 二十七 荷役用のサイド・ポート、ランプ・ウェイ又は暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー(ポンツーン型のものを除く。)を有する船舶にあっては、その動力駆動装置 二十八 コンテナ船、重量物運搬船(制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。)又は油タンク船(永久バラスト・タンクを有するものを除く。)にあっては、バラスト・タンクの遠隔制御装置 二十九 燃料油タンクの船外からの注油管の弁の数が五以上の船舶(当該弁の集中配置場所が二以下のものを除く。)にあっては、当該弁の遠隔制御装置 三十 ばら積みの液体貨物を輸送する船舶にあっては、当該液体貨物の荷役装置の遠隔制御装置
--	--	---

		三十一 平成二十七年四月一日以後に建造契約を結び建造をする船舶(建造契約がない船舶にあつては、平成二十七年十月一日以後に建造に着手されたもの)にあつては、二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約に適合するものとして当該条約の締約国(締約国となることを予定する国を含む。)が承認(当該条約の発効前の承認を含む。)をしたバラスト水処理装置
2	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海防法」という。)第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶(下欄第一号イからトまでに掲げる用途及び大きさの船舶に限る。)	1 の項第一号から第十三号まで、第十五号から第二十号まで及び第二十七号から第三十一号までに掲げる装置(同項第二十七号から第三十一号までに掲げる装置にあつては、それぞれこれらの号に規定する船舶が有するものに限る。)並びに次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める性能 一 令和七年一月一日以後に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、同年七月一日以後に建造に着手されたもの)海防法第十九条の二十六第一項に規定する二酸化炭素放出抑制指標(以下「二酸化炭素放出抑制指標」という。)の値が次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であること。 イ 二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令(平成二十四年国土交通省・環境省令第三号。以下「指標基準省令」という。)第一条第三項に規定するタンカー等(以下「タンカー等」という。)(次に掲げるものに限るものとし、ロに掲げるものを除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) 載貨重量トン数(以下この表において「Dw」という。)が二万トン以上のもの $840.972Dw^{-0.488}$ (2) Dw が四千トン以上二万トン未満のもの $1,218.8Dw^{-0.488} \left(0.88 - 0.19 \frac{Dw - 4,000}{16,000}\right)$ ロ タンカー等(次に掲げるもので、その貨物倉の一部分がばら積み の固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。) 次に掲げる 区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が二万トン以上のもの $841.11Dw^{-0.488}$ (2) Dw が四千トン以上二万トン未満のもの $1,219Dw^{-0.488} \left(0.88 - 0.19 \frac{Dw - 4,000}{16,000}\right)$ ハ 指標基準省令第一条第四項に規定する液化ガスばら積船(以下 「液化ガスばら積船」という。)(次に掲げるものに限る。) 次に掲 げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

		(1) Dw が一万五千トン以上のもの $744.8Dw^{-0.456}$ (2) Dw が一万トン以上一万五千トン未満のもの $772.8Dw^{-0.456}$ (3) Dw が二千トン以上一万トン未満のもの $1,120Dw^{-0.456} \left(0.88 - 0.19 \frac{Dw - 2,000}{8,000}\right)$ ニ 指標基準省令第一条第七項に規定するばら積貨物船(以下「ばら積貨物船」という。)(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が二万トン以上のもの $663.6351Dw^{-0.477}$ (2) Dw が一万トン以上二万トン未満のもの $961.79Dw^{-0.477} \left(0.88 - 0.19 \frac{Dw - 10,000}{10,000}\right)$ ホ 指標基準省令第一条第八項に規定するコンテナ船(以下「コンテナ船」という。)(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が二十万トン以上のもの $81.0123Dw^{-0.201}$ (2) Dw が十二万トン以上二十万トン未満のもの $89.7233Dw^{-0.201}$ (3) Dw が八万トン以上十二万トン未満のもの $98.4343Dw^{-0.201}$ (4) Dw が四万トン以上八万トン未満のもの $107.1453Dw^{-0.201}$ (5) Dw が一万五千トン以上四万トン未満のもの $115.8563Dw^{-0.201}$ (6) Dw が一万トン以上一万五千トン未満のもの $174.22Dw^{-0.201} \left(0.815 - 0.15 \frac{Dw - 10,000}{5,000}\right)$ ヘ 指標基準省令第一条第九項に規定する冷凍運搬船(以下「冷凍運搬船」という。)(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が五千トン以上のもの $156.6369Dw^{-0.244}$ (2) Dw が三千トン以上五千トン未満のもの $227.01Dw^{-0.244} \left(0.88 - 0.19 \frac{Dw - 3,000}{2,000}\right)$ ト 指標基準省令第一条第十二項に規定する一般貨物船(以下「一般貨物船」という。)(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が一万五千トン以上のもの $71.4742Dw^{-0.216}$ (2) Dw が三千トン以上一万五千トン未満のもの
--	--	---

		$107.48Dw^{-0.216} \left(0.88 - 0.215 \frac{Dw - 3,000}{12,000}\right)$ 二 令和四年四月一日から令和六年十二月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、令和四年十月一日から令和七年六月三十日までの間に建造に着手されたもの)二酸化炭素放出抑制指標の値が次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であること。 イ タンカー等(次に掲げるものに限るものとし、ロに掲げるものを除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が二万トン以上のもの $950.664Dw^{-0.488}$ (2) Dw が四千トン以上二万トン未満のもの $1,218.8Dw^{-0.488} \left(0.88 - 0.1 \frac{Dw - 4,000}{16,000}\right)$ ロ タンカー等(次に掲げるもので、その貨物倉の一部分がばら積み の固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。) 次に掲げる 区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が二万トン以上のもの $950.82Dw^{-0.488}$ (2) Dw が四千トン以上二万トン未満のもの $1,219Dw^{-0.488} \left(0.88 - 0.1 \frac{Dw - 4,000}{16,000}\right)$ ハ 液化ガスばら積船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分 に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が一万五千トン以上のもの $761.6Dw^{-0.456}$ (2) Dw が一万トン以上一万五千トン未満のもの $873.6Dw^{-0.456}$ (3) Dw が二千トン以上一万トン未満のもの $1,120Dw^{-0.456} \left(0.88 - 0.1 \frac{Dw - 2,000}{8,000}\right)$ ニ ばら積貨物船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応 じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が二万トン以上のもの $750.1962Dw^{-0.477}$ (2) Dw が一万トン以上二万トン未満のもの $961.79Dw^{-0.477} \left(0.88 - 0.1 \frac{Dw - 10,000}{10,000}\right)$ ホ コンテナ船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じ それぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が二十万トン以上のもの $83.6256Dw^{-0.201}$
--	--	---

		(2) Dw が十二万トン以上二十万トン未満のもの $92.3366Dw^{-0.201}$ (3) Dw が八万トン以上十二万トン未満のもの $101.0476Dw^{-0.201}$ (4) Dw が四万トン以上八万トン未満のもの $109.7586Dw^{-0.201}$ (5) Dw が一万五千トン以上四万トン未満のもの $118.4696Dw^{-0.201}$ (6) Dw が一万トン以上一万五千トン未満のもの $174.22Dw^{-0.201} \left(0.83 - 0.15 \frac{Dw - 10,000}{5,000} \right)$ へ 冷凍運搬船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が五千トン以上のもの $177.0678Dw^{-0.244}$ (2) Dw が三千トン以上五千トン未満のもの $227.01Dw^{-0.244} \left(0.88 - 0.1 \frac{Dw - 3,000}{2,000} \right)$ ト 一般貨物船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が一万五千トン以上のもの $73.0864Dw^{-0.216}$ (2) Dw が三千トン以上一万五千トン未満のもの $107.48Dw^{-0.216} \left(0.88 - 0.2 \frac{Dw - 3,000}{12,000} \right)$ 三 令和二年一月一日から令和四年三月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあっては、令和二年七月一日から令和四年九月三十日までの間に建造に着手されたもの) 二酸化炭素放出抑制指標の値が次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であること。 イ タンカー等(次に掲げるものに限るものとし、ロに掲げるものを除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) 載貨重量トン数(以下この表において「Dw」という。)が二万トン以上のもの $950.664Dw^{-0.488}$ (2) Dw が四千トン以上二万トン未満のもの $1,218.8Dw^{-0.488} \left(0.88 - 0.1 \frac{Dw - 4,000}{16,000} \right)$ ロ タンカー等(次に掲げるもので、その貨物倉の一部分がばら積み の固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。) 次に掲げる 区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値
--	--	--

		(1) Dw が二万トン以上のもの $950.82Dw^{-0.488}$ (2) Dw が四千トン以上二万トン未満のもの $1,219Dw^{-0.488} \left(0.88 - 0.1 \frac{Dw - 4,000}{16,000}\right)$ ハ 液化ガスばら積船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が一万トン以上のもの $873.6Dw^{-0.456}$ (2) Dw が二千トン以上一万トン未満のもの $1,120Dw^{-0.456} \left(0.88 - 0.1 \frac{Dw - 2,000}{8,000}\right)$ ニ ばら積貨物船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が二万トン以上のもの $750.1962Dw^{-0.477}$ (2) Dw が一万トン以上二万トン未満のもの $961.79Dw^{-0.477} \left(0.88 - 0.1 \frac{Dw - 10,000}{10,000}\right)$ ホ コンテナ船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が一万五千トン以上のもの $135.8916Dw^{-0.201}$ (2) Dw が一万トン以上一万五千トン未満のもの $174.22Dw^{-0.201} \left(0.88 - 0.1 \frac{Dw - 10,000}{5,000}\right)$ ヘ 冷凍運搬船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が五千トン以上のもの $177.0678Dw^{-0.244}$ (2) Dw が三千トン以上五千トン未満のもの $227.01Dw^{-0.244} \left(0.88 - 0.1 \frac{Dw - 3,000}{2,000}\right)$ ト 一般貨物船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が一万五千トン以上のもの $83.8344Dw^{-0.216}$ (2) Dw が三千トン以上一万五千トン未満のもの $107.48Dw^{-0.216} \left(0.88 - 0.1 \frac{Dw - 3,000}{12,000}\right)$ 四 平成三十一年四月一日から令和元年十二月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあっては、同年十月一日から令和二年六月三十日までの間に建造に着手されたもの) 二酸化炭素放出抑制指標が次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさ
--	--	---

		の区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であること。 イ タンカー等(次に掲げるものに限るものとし、ロに掲げるものを除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が二万トン以上のもの $975.04Dw^{-0.488}$ (2) Dw が四千トン以上二万トン未満のもの $1,218.8Dw^{-0.488} \left(0.9 - 0.1 \frac{Dw - 4,000}{16,000}\right)$ ロ タンカー等(次に掲げるもので、その貨物倉の一部分がばら積み の固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。) 次に掲げる 区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が二万トン以上のもの $975.2Dw^{-0.488}$ (2) Dw が四千トン以上二万トン未満のもの $1,219Dw^{-0.488} \left(0.9 - 0.1 \frac{Dw - 4,000}{16,000}\right)$ ハ 液化ガスばら積船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分 に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が一万トン以上のもの $896Dw^{-0.456}$ (2) Dw が二千トン以上一万トン未満のもの $1,120Dw^{-0.456} \left(0.9 - 0.1 \frac{Dw - 2,000}{8,000}\right)$ ニ ばら積貨物船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応 じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が二万トン以上のもの $769.432Dw^{-0.477}$ (2) Dw が一万トン以上二万トン未満のもの $961.79Dw^{-0.477} \left(0.9 - 0.1 \frac{Dw - 10,000}{10,000}\right)$ ホ コンテナ船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じ それぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が一万五千トン以上のもの $139.376Dw^{-0.201}$ (2) Dw が一万トン以上一万五千トン未満のもの $174.22Dw^{-0.201} \left(0.9 - 0.1 \frac{Dw - 10,000}{5,000}\right)$ ヘ 冷凍運搬船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じ それぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が五千トン以上のもの $181.608Dw^{-0.244}$ (2) Dw が三千トン以上五千トン未満のもの
--	--	---

	$227.01Dw^{-0.244} \left(0.9 - 0.1 \frac{Dw - 3,000}{2,000}\right)$ ト 一般貨物船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が一万五千トン以上のもの $85.984Dw^{-0.216}$ (2) Dw が三千トン以上一万五千トン未満のもの $107.48Dw^{-0.235} \left(0.9 - 0.1 \frac{Dw - 3,000}{12,000}\right)$ 五 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあっては、平成二十九年十月一日から令和元年九月三十日までの間に建造に着手されたもの) 二酸化炭素放出抑制指標が次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であること。 イ タンカー等(次に掲げるものに限るものとし、ロに掲げるものを除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が二万トン以上のもの $1,035.98Dw^{-0.488}$ (2) Dw が四千トン以上二万トン未満のもの $1,218.8Dw^{-0.488} \left(0.95 - 0.1 \frac{Dw - 4,000}{16,000}\right)$ ロ タンカー等(次に掲げるもので、その貨物倉の一部がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が二万トン以上のもの $1,036.15Dw^{-0.488}$ (2) Dw が四千トン以上二万トン未満のもの $1,219Dw^{-0.488} \left(0.95 - 0.1 \frac{Dw - 4,000}{16,000}\right)$ ハ 液化ガスばら積船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が一万トン以上のもの $952Dw^{-0.456}$ (2) Dw が二千トン以上一万トン未満のもの $1,120Dw^{-0.456} \left(0.95 - 0.1 \frac{Dw - 2,000}{8,000}\right)$ ニ ばら積貨物船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が二万トン以上のもの $817.5215Dw^{-0.477}$ (2) Dw が一万トン以上二万トン未満のもの
--	--

		$961.79Dw^{-0.477} \left(0.95 - 0.1 \frac{Dw - 10,000}{10,000}\right)$ ホ コンテナ船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が一万五千トン以上のもの $148.087Dw^{-0.201}$ (2) Dw が一万トン以上一万五千トン未満のもの $174.22Dw^{-0.391} \left(0.95 - 0.1 \frac{Dw - 10,000}{5,000}\right)$ ヘ 冷凍運搬船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が五千トン以上のもの $192.9585Dw^{-0.244}$ (2) Dw が三千トン以上五千トン未満のもの $227.01Dw^{-0.344} \left(0.95 - 0.1 \frac{Dw - 3,000}{2,000}\right)$ ト 一般貨物船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が一万五千トン以上のもの $91.358Dw^{-0.216}$ (2) Dw が三千トン以上一万五千トン未満のもの $107.48Dw^{-0.216} \left(0.95 - 0.1 \frac{Dw - 3,000}{12,000}\right)$ 六 前三号に掲げる船舶以外の船舶 二酸化炭素放出抑制指標が次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であること。 イ タンカー等(次に掲げるものに限るものとし、ロに掲げるものを除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が二万トン以上のもの $1,072.544Dw^{-0.488}$ (2) Dw が四千トン以上二万トン未満のもの $1,218.8Dw^{-0.488} \left(0.98 - 0.1 \frac{Dw - 4,000}{16,000}\right)$ ロ タンカー等(次に掲げるもので、その貨物倉の一部分がばら積み の固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。) 次に掲げる 区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が二万トン以上のもの $1,072.72Dw^{-0.488}$ (2) Dw が四千トン以上二万トン未満のもの $1,219Dw^{-0.488} \left(0.98 - 0.1 \frac{Dw - 4,000}{16,000}\right)$ ハ 液化ガスばら積船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分
--	--	---

		に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が一万トン以上のもの $985.6Dw^{-0.456}$ (2) Dw が二千トン以上一万トン未満のもの $1,120Dw^{-0.456} \left(0.98 - 0.1 \frac{Dw - 2,000}{8,000}\right)$ ニ ばら積貨物船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が二万トン以上のもの $846.3752Dw^{-0.477}$ (2) Dw が一万トン以上二万トン未満のもの $961.79Dw^{-0.477} \left(0.98 - 0.1 \frac{Dw - 10,000}{10,000}\right)$ ホ コンテナ船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が一万五千トン以上のもの $153.3136Dw^{-0.201}$ (2) Dw が一万トン以上一万五千トン未満のもの $174.22Dw^{-0.201} \left(0.98 - 0.1 \frac{Dw - 10,000}{5,000}\right)$ ヘ 冷凍運搬船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が五千トン以上のもの $199.7688Dw^{-0.244}$ (2) Dw が三千トン以上五千トン未満のもの $227.01Dw^{-0.244} \left(0.98 - 0.1 \frac{Dw - 3,000}{2,000}\right)$ ト 一般貨物船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が一万五千トン以上のもの $94.5824Dw^{-0.216}$ (2) Dw が三千トン以上一万五千トン未満のもの $107.48Dw^{-0.216} \left(0.98 - 0.1 \frac{Dw - 3,000}{12,000}\right)$
3	海防法第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶(下欄第一号イからへまでに掲げる用途及び大きさの船舶に限るものとし、平成二十七年九	1 の項第一号から第十三号まで、第十五号から第二十号まで及び第二十七号から第三十一号までに掲げる装置(同項第二十七号から第三十一号までに掲げる装置にあつては、それぞれこれらの号に規定する船舶が有するものに限る。)並びに次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める性能 一 令和七年一月一日以後に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、同年七月一日以後に建造に着手されたもの) 二 炭素放出抑制指標の値が次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める炭素放出抑制指標の値

	月一日以前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあっては、平成二十八年二月二十九日以前に建造に着手されたものを除く。)	以下であること。 イ 指標基準省令第一条第一項に規定するロールオン・ロールオフ旅客船(以下「ロールオン・ロールオフ旅客船」という。)(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が千トン以上のもの $518.9904Dw^{-0.381}$ (2) Dw が二百五十トン以上千トン未満のもの $752.16Dw^{-0.381} \left(0.88 - 0.19 \frac{Dw - 250}{750}\right)$ ロ 指標基準省令第一条第二項に規定するクルーズ旅客船(以下「クルーズ旅客船」という。)(次に掲げるもので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則(昭和五十八年運輸省令第三十九号)第一条の二十三第二項各号に規定する推進機関(以下「推進機関」という。)を有するものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) 総トン数(以下この表において「Gt」という。)が八万五千トン以上のもの $113.6086Gt^{-0.214}$ (2) Gt が二万五千トン以上八万五千トン未満のもの $170.84Gt^{-0.214} \left(0.88 - 0.215 \frac{Gt - 25,000}{60,000}\right)$ ハ 指標基準省令第一条第五項に規定する液化天然ガス運搬船(以下「液化天然ガス運搬船」という。)(Dw が一万トン以上のもので、推進機関を有するものに限る。) $1,498.7105Dw^{-0.474}$ ニ 指標基準省令第一条第十項に規定するロールオン・ロールオフ貨物船(以下「ロールオン・ロールオフ貨物船」という。)(次に掲げるものに限るものとし、同条第十一項に規定する自動車運搬船(以下「自動車運搬船」という。)に該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が二千トン以上のもの $969.5535Dw^{-0.498}$ (2) Dw が千トン以上二千トン未満のもの $1,405.15Dw^{-0.498} \left(0.88 - 0.19 \frac{Dw - 1,000}{1,000}\right)$ ホ 自動車運搬船(Dw が一万トン以上のもので、Dw を Gt で除した値が〇・三未満であるものに限る。) $538.4484Dw^{-0.471}(Dw/Gt)^{-0.7}$ ヘ 自動車運搬船(Dw が一万トン以上のものに限るものとし、ホに掲げるものを除く。) $1,250.7147Dw^{-0.471}$
--	--	--

		二 令和四年四月一日から令和六年十二月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあっては、令和四年十月一日から令和七年六月三十日までの間に建造に着手されたもの) 二酸化炭素放出抑制指標の値が次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であること イ ロールオン・ロールオフ旅客船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が千トン以上のもの $586.6848Dw^{-0.381}$ (2) Dw が二百五十トン以上千トン未満のもの $752.16Dw^{-0.381} \left(0.88 - 0.1 \frac{Dw - 250}{750}\right)$ ロ クルーズ旅客船(次に掲げるもので、推進機関を有するものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Gt が八万五千トン以上のもの $116.1712Gt^{-0.214}$ (2) Gt が二万五千トン以上八万五千トン未満のもの $170.84Gt^{-0.214} \left(0.88 - 0.2 \frac{Gt - 25,000}{60,000}\right)$ ハ 液化天然ガス運搬船(Dw が一万トン以上のもので、推進機関を有するものに限る。) $1,532.516Dw^{-0.474}$ ニ ロールオン・ロールオフ貨物船(次に掲げるものに限るものとし、自動車運搬船に該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が二千トン以上のもの $1,096.017Dw^{-0.498}$ (2) Dw が千トン以上二千トン未満のもの $1,405.15Dw^{-0.498} \left(0.88 - 0.1 \frac{Dw - 1,000}{1,000}\right)$ ホ 自動車運搬船(Dw が一万トン以上のもので、Dw を Gt で除した値が〇・三未満であるものに限る。) $608.6808Dw^{-0.471}(Dw/Gt)^{-0.7}$ ヘ 自動車運搬船(Dw が一万トン以上のものに限るものとし、ホに掲げるものを除く。) $1,413.8514Dw^{-0.471}$ 三 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあっては、令和三年十月一日から令和四年九月三十日までの間に建造に着手されたもの)で自動車運搬船に該当するもの 次に掲げる自動車運搬船の区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値
--	--	--

	イ 自動車運搬船(D_w が一万トン以上のもので、D_w を G_t で除した値が〇・三未満であるものに限る。) $608.6808D_w^{-0.471}(D_w/G_t)^{-0.7}$ ロ 自動車運搬船(D_w が一万トン以上のものに限るものとし、ホに掲げるものを除く。) $1,413.8514D_w^{-0.471}$ 四 令和二年一月一日から令和四年三月三十一日(自動車運搬船にあっては、令和三年三月三十一日)までの間に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあっては、令和二年七月一日から令和四年九月三十日(自動車運搬船にあっては、令和三年九月三十日)までの間に建造に着手されたもの) 二酸化炭素放出抑制指標の値が次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であること。 イ ロールオン・ロールオフ旅客船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) D_w が千トン以上のもの $586.6848D_w^{-0.381}$ (2) D_w が二百五十トン以上千トン未満のもの $752.16D_w^{-0.381} (0.88 - 0.1 \frac{D_w - 250}{750})$ ロ クルーズ旅客船(次に掲げるもので、推進機関を有するものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) 総トン数(以下この表において「G_t」という。)が八万五千トン以上のもの $133.2552G_t^{-0.214}$ (2) G_t が二万五千トン以上八万五千トン未満のもの $170.84G_t^{-0.214} (0.88 - 0.1 \frac{G_t - 25,000}{60,000})$ ハ 液化天然ガス運搬船(D_w が一万トン以上のもので、推進機関を有するものに限る。) $1,757.886D_w^{-0.474}$ ニ ロールオン・ロールオフ貨物船(次に掲げるものに限るものとし、同条第十一項に規定する自動車運搬船(以下「自動車運搬船」という。)に該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) D_w が二千トン以上のもの $1,096.017D_w^{-0.498}$ (2) D_w が千トン以上二千トン未満のもの $1,405.15D_w^{-0.498} (0.88 - 0.1 \frac{D_w - 1,000}{1,000})$ ホ 自動車運搬船(D_w が一万トン以上のもので、D_w を G_t で除した値が〇・三未満であるものに限る。)
--	--

		$647.6988Dw^{-0.471}(Dw/Gt)^{-0.7}$ ヘ 自動車運搬船(Dw が一万トン以上のものに限るものとし、ホに掲げるものを除く。) $1,504.4829Dw^{-0.471}$ 五 平成三十一年四月一日から令和元年十二月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、同年十月一日から令和二年六月三十日までの間に建造に着手されたもの) 二酸化炭素放出抑制指標が次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であること。 イ ロールオン・ロールオフ旅客船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が千トン以上のもの $639.336Dw^{-0.381}$ (2) Dw が二百五十トン以上千トン未満のもの $752.16Dw^{-0.381} \left(0.9 - 0.05 \frac{Dw - 250}{750}\right)$ ロ クルーズ旅客船(次に掲げるもので、推進機関を有するものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Gt が八万五千トン以上のもの $145.214Gt^{-0.214}$ (2) Gt が二万五千トン以上八万五千トン未満のもの $170.84Gt^{-0.214} \left(0.9 - 0.05 \frac{Gt - 25,000}{60,000}\right)$ ハ 液化天然ガス運搬船(Dw が一万トン以上のもので、推進機関を有するものに限る。) $1,802.96Dw^{-0.474}$ ニ ロールオン・ロールオフ貨物船(次に掲げるものに限るものとし、自動車運搬船に該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が二千トン以上のもの $1,194.3775Dw^{-0.498}$ (2) Dw が千トン以上二千トン未満のもの $1,405.15Dw^{-0.498} \left(0.9 - 0.05 \frac{Dw - 1,000}{1,000}\right)$ ホ 自動車運搬船(Dw が一万トン以上のもので、Dw を Gt で除した値が〇・三未満であるものに限る。) $663.306Dw^{-0.471}(Dw/Gt)^{-0.7}$ ヘ 自動車運搬船(Dw が一万トン以上のものに限るものとし、ホに掲げるものを除く。) $1,540.7355Dw^{-0.471}$ 六 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、平成二
--	--	--

		十九年十月一日から令和元年九月三十日までの間に建造に着手されたもの) 二酸化炭素放出抑制指標が次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であること。 イ ロールオン・ロールオフ旅客船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が千トン以上のもの $676.944Dw^{-0.381}$ (2) Dw が二百五十トン以上千トン未満のもの $752.16Dw^{-0.381} \left(0.95 - 0.05 \frac{Dw - 250}{750}\right)$ ロ クルーズ旅客船(次に掲げるもので、推進機関を有するものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Gt が八万五千トン以上のもの $153.756Gt^{-0.214}$ (2) Gt が二万五千トン以上八万五千トン未満のもの $170.84Gt^{-0.214} \left(0.95 - 0.05 \frac{Gt - 25,000}{60,000}\right)$ ハ 液化天然ガス運搬船(Dw が一万トン以上のもので、推進機関を有するものに限る。) $1,915.645Dw^{-0.474}$ ニ ロールオン・ロールオフ貨物船(次に掲げるものに限るものとし、自動車運搬船に該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が二千トン以上のもの $1,264.635Dw^{-0.498}$ (2) Dw が千トン以上二千トン未満のもの $1,405.15Dw^{-0.498} \left(0.95 - 0.05 \frac{Dw - 1,000}{1,000}\right)$ ホ 自動車運搬船(Dw が一万トン以上のもので、Dw を Gt で除した値が〇・三未満であるものに限る。) $702.324Dw^{-0.471}(Dw/Gt)^{-0.7}$ ヘ 自動車運搬船(Dw が一万トン以上のものに限るものとし、ホに掲げるものを除く。) $1,631.367Dw^{-0.471}$ 七 前三号に掲げる船舶以外の船舶 二酸化炭素放出抑制指標が次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であること。 イ ロールオン・ロールオフ旅客船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が千トン以上のもの $699.5088Dw^{-0.381}$ (2) Dw が二百五十トン以上千トン未満のもの
--	--	---

		$752.16Dw^{-0.381} \left(0.98 - 0.05 \frac{Dw - 250}{750}\right)$ ロ クルーズ旅客船(次に掲げるもので、推進機関を有するものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Gt が八万五千トン以上のもの $158.8812Gt^{-0.214}$ (2) Gt が二万五千トン以上八万五千トン未満のもの $170.84Gt^{-0.214} \left(0.98 - 0.05 \frac{Gt - 25,000}{60,000}\right)$ ハ 液化天然ガス運搬船(Dw が一万トン以上のもので、推進機関を有するものに限る。) $1,983.256Dw^{-0.474}$ ニ ロールオン・ロールオフ貨物船(次に掲げるものに限るものとし、自動車運搬船に該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) Dw が二千トン以上のもの $1,306.7895Dw^{-0.498}$ (2) Dw が千トン以上二千トン未満のもの $1,405.15Dw^{-0.498} \left(0.98 - 0.05 \frac{Dw - 1,000}{1,000}\right)$ ホ 自動車運搬船(Dw が一万トン以上のもので、Dw を Gt で除した値が〇・三未満であるものに限る。) $725.7348Dw^{-0.471}(Dw/Gt)^{-0.7}$ ヘ 自動車運搬船(Dw が一万トン以上のものに限るものとし、ホに掲げるものを除く。) $1,685.7459Dw^{-0.471}$
備考 一 その構造又は航行の態様によりこの表に掲げる構造等を備えることが困難であると認められる船舶については、当該構造等を備えることを要しない。 二 この表に掲げる構造等については、当該構造等と同等以上の効力を有すると認められる構造等に代えることができる。		

別表二

番号	船舶	構造等
----	----	-----

1	総トン数が二千トン以上の船舶	次の各号に掲げる構造及び装置 一 別表一 1 の項第一号から第十三号までに掲げる装置 二 発電用機関(次のいずれかに該当するものに限る。) イ 燃料油(加熱を要するものに限る。)の自動温度制御装置付発電機関 ロ A 重油専用発電機関 ハ ターボ・ジェネレーター 三 推進関係機器、推進効率改良装置又は推進効率改良型船型(次のいずれかに該当するものに限る。) イ 推進効率改良型^{かじ}舵(整流板付^{かじ}舵、フラップ付^{かじ}舵又はシリング^{かじ}舵に限る。) ロ 船尾装着フィン ハ 燃料改質器 ニ 空気潤滑システム ホ バトックフロー船型 ヘ エラ船型 ト 船尾バルブ 四 船首方位制御装置 五 サイドスラスター 六 推進効率改良型プロペラ(プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ、二重反転プロペラ、ポッドプロペラ、プロペラ前部放射状型取付翼、二軸型ポッドプロペラ又は二軸型可変ピッチプロペラに限る。) 七 LED 照明器具(船内居住空間に設置する全ての照明器具を LED 照明器具とする場合の当該 LED 照明器具に限る。) 八 バルバスバウ又はバルブレス船首船型 九 衝突予防援助装置 十 熱効率改良装置(排気ガスエコマイザー、軸発電機装置又は冷却清水熱利用装置に限る。) 十一 ボイラーを有する船舶にあつては、A 重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー 十二 荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー(ポンツーン型のものを除く。)を有する船舶にあつては、その動力駆動装置 十三 コンテナ船又は重量物運搬船(制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。)にあつては、バラスト・タンクの遠隔制御装置
---	----------------	--

		十四 船舶検査証書(船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第九条第一項の船舶検査証書をいう。以下同じ。)において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあっては船舶自動識別装置 十五 船舶検査証書において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあっては、加水分解型の摩擦抵抗低減塗料が船底外板及び船側外板の外面で満載喫水線規則(昭和四十三年運輸省令第三十三号)第六十五条の二第一項(同令第六十六条において読み替えて準用する場合も含む。)の規定に基づく海水満載喫水線より下方の部分(同法第三条に規定する船舶以外の船舶にあっては、型深さの下端から舷端までの最小の深さの七十五パーセントの位置における計画満載喫水線に平行な線より下方の部分)に塗布された船体
2	総トン数が五百十トン以上二千トン未満の船舶	次の各号に掲げる構造及び装置 一 別表一 1 の項第一号から第三号まで、第五号から第十号まで及び第十三号に掲げる装置 二 1 の項第二号から第八号まで、第十一号、第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる構造及び装置(同項第十一号、第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる構造及び装置にあっては、それぞれこれらの号に規定する船舶が有するものに限る。)
3	総トン数が三百トン以上五百十トン未満の船舶	次の各号に掲げる構造及び装置 一 別表一 1 の項第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十三号に掲げる装置 二 1 の項第二号、第三号、第六号から第八号まで、第十一号、第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる構造及び装置(同項第十一号、第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる構造及び装置にあっては、それぞれこれらの号に規定する船舶が有するものに限る。)
4	総トン数が三百トン未満の船舶	次の各号に掲げる構造及び装置 一 別表一 1 の項第一号、第五号から第八号まで及び第十三号に掲げる装置(燃料油に軽油を使用する船舶にあっては同項第七号の装置を、機関員居住区域を有しない船舶にあっては同項第八号の装置を、専ら短距離航路等を航行する船舶運航事業に用いられる船舶にあっては同項第十三号の装置を除く。) 二 1 の項第二号、第六号から第八号まで、第十一号、第十二号及び第十五号に掲げる構造及び装置(同項第十一号、第十二号及び第十五号に掲げる構造及び装置にあってはそれぞれこれらの号に規定する船舶が有するものに限るものとし、発電用機関に軽油を使用する船舶にあっては同項第二号の装置を、プロペラを有さない船舶にあっては同項第十三号の装置を除く。)

		ては同項第六号の装置を、傾斜型船首を有する船舶にあつては同項第八号の構造を除く。)
備考 一 その構造又は航行の態様によりこの表に掲げる構造等を備えることが困難であると認められる船舶については、当該構造等を備えることを要しない。 二 この表に掲げる構造等については、当該構造等と同等以上の効力を有すると認められる構造等に代えることができる。		

附 則

この告示は、令和三年八月二十日から施行する。

附 則 （令和四年十一月一日国土交通省告示第一〇八七号） 抄
(施行期日)

1 この告示は、令和四年十一月一日から施行する。

附 則 （令和六年一二月二七日国土交通省告示第一三九五号）
この告示は、令和七年一月一日から施行する。